

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2022年3月16日

理事長 清野 智

訪日外客数（2022年2月推計値）

～ 2月：16,700人、国際的な移動の制約続く ～

- 2020年1月下旬以降のCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の世界的な拡大により、日本を含め多くの国々で海外渡航制限の措置を基本としつつ、その感染状況の変化にあわせ、緩和・強化が繰り返されてきた。
- 2021年11月下旬以降、COVID-19の変異株（＝オミクロン株）のまん延に伴い、当初は世界的に更なる規制強化の傾向が強まったものの、最近では規制緩和に方針転換する国・地域が増えてきている。
- 日本においては、2022年3月から観光目的以外の新規入国が一定条件下で再開されたが、観光目的の入国が引き続き認められない状況が継続しており、2022年2月の訪日外客数はCOVID-19の影響前の2019年同月比99.4%減の16,700人とどまった。
- 今後は、各国の感染状況や出入国規制の変化等に加え、ウクライナ情勢の動向にも十分注視していくことが必要である。

*本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

*月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値（Excel）」、「国籍/月別 訪日外客数（2003年～2021年）（PDF・Excel）」

*最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※1・2月のトピックスは2022年3月末頃に掲載予定。）

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

*訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL：03-5369-6020 E-MAIL：data@jnto.go.jp

2022年 訪日外客数・出国日本人数（対2019年比）

2022 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers（Compared to 2019）

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2022年3月16日
16/Mar/2022

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2022	伸率 Change %	2019	2022	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	* 17,800	* -99.3	1,452,157	74,982	-94.8
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	* 16,700	* -99.4	1,534,792	* 46,900	* -96.9
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)			1,929,915		
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)			1,666,546		
5 May	2,773,091 (2,455,865)			1,437,929		
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)			1,520,993		
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)			1,659,166		
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)			2,109,568		
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)			1,751,477		
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)			1,663,474		
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)			1,642,333		
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~2 Jan.-Feb.	5,293,661 (4,686,508)	* 34,500	* -99.3	2,986,949	* 121,900	* -95.9
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2022年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2022 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2022), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2022年 訪日外客数・出国日本人数（対2021年比）

【reference】2022 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2021)

日本政府観光局(JNTO)

Japan National Tourism Organization (JNTO)

2022年3月16日

16/Mar/2022

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2021	2022	伸率 Change %	2021	2022	伸率 Change %
1 Jan.	46,522 (547)	* 17,800	* -61.7	48,691	74,982	54.0
2 Feb.	7,355 (266)	* 16,700	* 127.1	24,807	* 46,900	* 89.1
3 Mar.	12,276 (374)			28,896		
4 Apr.	10,853 (740)			35,905		
5 May	10,035 (1,057)			30,121		
6 Jun.	9,251 (1,657)			30,666		
7 Jul.	51,055 (42,621)			43,184		
8 Aug.	25,916 (13,304)			66,051		
9 Sep.	17,720 (1,124)			52,366		
10 Oct.	22,113 (2,287)			50,841		
11 Nov.	20,682 (1,709)			51,774		
12 Dec.	12,084 (701)			48,942		
1~2 Jan.-Feb.	53,877 (813)	* 34,500	* -36.0	73,498	* 121,900	* 65.9
1~12 Jan.-Dec.	245,862 (66,387)			512,244		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are provisional, while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2022年2月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Feb. 2022 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 2月	2022年 2月	伸率(%)	2019年 1月～2月	2022年 1月～2月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,604,322	16,700	-99.4	5,293,661	34,500	-99.3
韓国	South Korea	715,804	900	-99.9	1,495,187	2,200	-99.9
中国	China	723,617	2,400	-99.7	1,478,038	3,900	-99.7
台湾	Taiwan	399,829	600	-99.8	787,327	1,100	-99.9
香港	Hong Kong	179,324	70	-100.0	333,616	140	-100.0
タイ	Thailand	107,845	100	-99.9	200,494	500	-99.8
シンガポール	Singapore	26,102	90	-99.7	48,778	160	-99.7
マレーシア	Malaysia	36,660	100	-99.7	68,059	300	-99.6
インドネシア	Indonesia	24,622	500	-98.0	57,099	1,000	-98.2
フィリピン	Philippines	35,170	1,000	-97.2	71,157	2,000	-97.2
ベトナム	Vietnam	39,377	2,600	-93.4	74,752	3,000	-96.0
インド	India	9,071	1,700	-81.3	21,539	3,800	-82.4
豪州	Australia	47,658	100	-99.8	128,721	300	-99.8
米国	U.S.A.	92,669	600	-99.4	195,860	2,400	-98.8
カナダ	Canada	23,883	100	-99.6	46,176	300	-99.4
メキシコ	Mexico	2,889	20	-99.3	6,504	120	-98.2
英国	United Kingdom	23,554	100	-99.6	45,108	600	-98.7
フランス	France	17,397	100	-99.4	32,717	800	-97.6
ドイツ	Germany	13,384	80	-99.4	24,742	380	-98.5
イタリア	Italy	5,897	50	-99.2	11,930	350	-97.1
スペイン	Spain	4,533	50	-98.9	8,915	350	-96.1
ロシア	Russia	5,601	100	-98.2	11,917	300	-97.5
中東地域	Middle East	3,630	80	-97.8	7,566	280	-96.3
その他	Others	65,806	5,260	-92.0	137,459	10,220	-92.6

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2022年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:162の国、地域(3月1日現在))

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2022 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2022 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of March 1st).

【参考】2022年2月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2021年比）

[reference] Visitor Arrivals for Feb. 2022 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2021)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2021年 2月	2022年 2月	伸率(%)	2021年 1月～2月	2022年 1月～2月	伸率(%)
総数	Grand Total	7,355	16,700	127.1	53,877	34,500	-36.0
韓国	South Korea	910	900	-1.1	3,445	2,200	-36.1
中国	China	1,747	2,400	37.4	11,972	3,900	-67.4
台湾	Taiwan	423	600	41.8	1,015	1,100	8.4
香港	Hong Kong	39	70	79.5	200	140	-30.0
タイ	Thailand	92	100	8.7	811	500	-38.3
シンガポール	Singapore	48	90	87.5	133	160	20.3
マレーシア	Malaysia	72	100	38.9	314	300	-4.5
インドネシア	Indonesia	184	500	171.7	1,106	1,000	-9.6
フィリピン	Philippines	236	1,000	323.7	1,234	2,000	62.1
ベトナム	Vietnam	194	2,600	1240.2	20,226	3,000	-85.2
インド	India	649	1,700	161.9	1,554	3,800	144.5
豪州	Australia	33	100	203.0	139	300	115.8
米国	U.S.A.	367	600	63.5	1,573	2,400	52.6
カナダ	Canada	22	100	354.5	147	300	104.1
メキシコ	Mexico	23	20	-13.0	79	120	51.9
英国	United Kingdom	73	100	37.0	329	600	82.4
フランス	France	79	100	26.6	633	800	26.4
ドイツ	Germany	52	80	53.8	403	380	-5.7
イタリア	Italy	34	50	47.1	187	350	87.2
スペイン	Spain	38	50	31.6	212	350	65.1
ロシア	Russia	90	100	11.1	294	300	2.0
中東地域	Middle East	28	80	185.7	153	280	83.0
その他	Others	1,922	5,260	173.7	7,718	10,220	32.4

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2021年の数値は暫定値、2022年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：162の国、地域(3月1日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2021 are provisional, while figures for 2022 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of March 1st).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2022年3月1日以降、受入責任者の管理の下に所定の手続きを条件とした商用・就労目的の短期間滞在（3か月以下）及び長期間滞在者の新規入国を認めることとした（入国者総数の上限は3月1日より1日当たり5,000人目途、3月14日より1日当たり7,000人目途）。また、自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不利用の期間につき、原則として7日間とした。なお、3日待機指定国・地域（*）からの入国か否か、条件を満たした有効な新型コロナウイルス接種証明書を所持しているか否かで、入国後の待機期間（7日間、3日間又は待機なし）及び待機場所（検疫所が確保する宿泊施設又は自宅等）が変更される。

* 「3日間待機指定国・地域」とは、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」のうち3日間待機の国・地域及び「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」を指す。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。訪日外客数は2022年2月の数値、これ以外の情報はJNTOで把握している最新の情報（2022年3月9日時点）としている。

1. アジア

① 東アジア

● 韓国は、900人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、入国後1日目のPCR検査、7日間の自宅隔離及び隔離解除前のPCR検査が義務づけられている。
- ・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 中国は、2,400人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の取得及び原則として14日間の施設での隔離、複数回のPCR検査等が求められている。
- ・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 台湾は、600人（対2019年同月比99.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査等）、査証免除措置の停止の対象となっている。
- ・ 台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入境については、陰性証明書の提示が必要であり、また、入境後の合計10日間の隔離（防疫ホテル及び自宅・親族・友人宅）及び7日間の自主健康管理、隔離期間中及び自主健康管理期間中の複数回のPCR検査等が必要となっている。
- ・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 香港は、70人（対2019年同月比100.0%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入境については、ワクチン完全接種証明書を条件として、陰性証明書の提出、入境後のPCR検査、14日間の指定検疫ホテルでの隔離及び強制検疫期間中6回のPCR検査、強制検疫終了後7日間の自己観察、入境後16・19日目のPCR検査等が求められている。
- ・ 日本への直行便は2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② **東南アジア**

● タイは、100人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国について、タイ政府に認定されたホテルでの10日間の隔離、隔離初日と隔離終了前の指定された日のPCR検査等が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は、所定の条件を満たせば隔離措置が免除されるが、入国初日にタイ政府に認定されたホテル等にてPCR検査を受け、陰性が確認されるまで待機する必要があるほか、入国後5日目又は6日目に抗原検査キットで自己検査を実施しタイ保健当局に報告する必要がある。
- ・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● シンガポールは、90人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対

象となっている。

- ・シンガポール政府により、ワクチン未接種者は国外旅行の延期が推奨されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書などの提示、7日間の自宅隔離、隔離最終日のPCR検査が義務付けられている。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、100人（対2019年同月比99.7%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されているが、ワクチン接種完了者の日本への渡航が許可されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出、入国時のPCR検査、政府指定施設での10日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査等が義務付けられている。なお、事前の申請により指定施設に代えて自宅隔離が可能となる。ワクチン接種完了者は隔離期間が7日間（ブースター接種済者は5日間）に短縮される。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、500人（対2019年同月比98.0%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・インドネシア政府により日本への渡航延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出、到着時のPCR検査、7日間の政府指定ホテルでの隔離及び隔離最終日前日のPCR検査が義務付けられ、入国後14日目までの自主的な健康観察が推奨されている。必要回数のワクチン接種完了者は政府指定ホテルでの隔離期間が1日に短縮される。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、1,000人（対2019年同月比97.2%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、到着日を初日として5日目のPCR検査の陰性結果が出るまでの施設での隔離、入国から14日目まで自宅隔離等が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は、ワクチン接種証明書の提出により施設での隔

離は不要となるが、到着日を初日として7日目までセルフモニタリングの実施が必要となる。

・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、2,600人（対2019年同月比93.4%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、陰性証明書等の提出、一部空港での到着時のPCR検査、入国後7日間の自宅隔離、3日目及び7日目のPCR検査、入国から14日目までの健康観察が義務付けられている。一定の条件を満たしたワクチン接種者には、3日間の自宅隔離、3日目のPCR検査、入国から14日目までが健康観察期間となる。

・日本への直行便は 2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、1,700人（対2019年同月比81.3%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・インド政府から、日本への渡航自粛が強く要請されている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提出、14日間のセルフモニタリングの実施が必要となる。

・日本への直行便は、2022年3月も引き続き運休・減便となっている。

2. 豪州、北米

● 豪州は、100人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・豪州政府により日本への渡航は十分注意とされ出国理由等の申請が必要となるが、ワクチン接種完了者は申請なしでの海外渡航が可能となった。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示等が義務付けられている。また、殆どの州や地域において、入国時にPCR検査等が必要となる。

・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、600人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）の対象となってい

る。

・ 米国政府により、日本への渡航は渡航中止勧告とされている。自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示が義務付けられているほか、入国後、3～5日以内の検査と5日間の自宅隔離が推奨されている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となる。

・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、100人（対2019年同月比99.6%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）の対象となっている。

・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、入国時及び8日目のPCR検査、14日間の自主隔離等が義務付けられている。なお、ワクチン完全接種済みの場合、8日目のPCR検査再受検、14日間の自主隔離が不要となり、入国時のPCR検査もランダムで選ばれなければ不要となる。

・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、20人（対2019年同月比99.3%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、100人（対2019年同月比99.6%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後2日目までのPCR検査等が求められている。なお、ワクチン接種完了者は、陰性証明書の提示、入国後2日目以前のPCR検査が免除される。

・ 日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、100人（対2019年同月比99.4%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書又は快復証明書、ワクチン接種証明書のいずれかの提出が求められている。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、80人（対2019年同月比99.4%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書又はワクチン接種証明書、快復証明書のいずれかの提出が義務付けられている。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、50人（対2019年同月比99.2%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、陰性証明書の提示、5日間の自己隔離及び隔離終了後のPCR検査等が義務付けられている。なお、ワクチン接種証明書又は罹患証明書を提出した場合、陰性証明書の提示、自己隔離が不要となる。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き運休となっている。

● スペインは、50人（対2019年同月比98.9%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、ワクチン接種証明書、陰性証明書、快復証明書のいずれかの提示等が必要となる。

- ・日本への直行便は、2022年3月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、100人（対2019年同月比98.2%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、入国後3日以内にPCR検査を受検し、政府ポータルサイトから陰性結果を報告する必要がある。ただし、ロシア国内において12カ月以内にワクチンを接種済又は6カ月以内にCOVID-19から快復済であれば、これを証明する書類を

サイトに登録することで、PCR 検査の陰性結果に替えることができる。

- ・日本への直行便は、2022 年 3 月は運休となっている。

4. 中東地域

● 中東地域は、80 人（対 2019 年同月比 97.8%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ トルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第 2 接種完了又は第 1 接種から 14 日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、トルコでは入国 14 日前までにワクチン接種済、もしくは入国前 6 ヶ月以内の感染完治者は陰性証明書が不要となるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- ・日本への直行便は、2022 年 3 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。